

第 10 次横浜市消費生活審議会第 2 回消費者教育推進地域協議部会 会議録	
日 時	平成 27 年 6 月 30 日（火）14 時～15 時 55 分
開 催 場 所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出 席 者	松葉口部会長、鈴木和子委員 小守専門委員 坂本専門委員 武田専門委員 若尾専門委員
欠 席 者	岡田委員
開 催 形 態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	1 横浜市消費者教育推進の方向性について 2 平成 27 年度横浜市消費者教育推進計画について 3 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）の策定について 4 その他
決 定 事 項	1 平成 27・28 年度消費者教育推進計画に対する意見については、取りまとめ後、横浜市消費生活審議会へ報告し、横浜市消費生活審議会からの意見とする。
議 事	<p>開会</p> <p>○佐々木委員の退任に伴う横浜市消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議部会の欠員について事務局から説明</p> <p>○会議成立の定足数の確認</p> <p>○審議会の公開と会議録の公表の確認</p> <p>○会議録確認者は鈴木和子委員及び松葉口部会長に決定</p> <p>松葉口部会長</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 2 回消費者教育推進地域協議部会を開会いたします。はじめに、事務局からお知らせがあるということですので、お願いします。</p> <p>事務局</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、また、お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>事務局から委員の皆様にお知らせがございます。佐々木委員につきましては、横浜市消費生活推進員の任期が平成 27 年 3 月末をもって満了したことに伴い、消費生活審議会委員についても解嘱となりました。後任委員につきましては、横浜市消費生活推進員から選出中ですが、後任の委員が決定するまでの間、欠員 1 名、審議会の委員としましては 17 名ということになります。この消費者教育推進地域協議部会におきましては、審議会委員からは、欠員 1 名の 3 名で運営することとさせていただきます。</p> <p>また、4 月に市の人事異動の発令がございまして、市民経済労働部長が変わりましたのでご挨拶申し上げます。</p>

事務局

市民経済労働部長の小賀野でございます。よろしくお願い致します。4月1日付で着任しておりましたのに、御挨拶が大変遅くなりましてまずはお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。前任の林から引継ぎは行ってはいるものの、全くの素人でございます。改めて皆様方にいろいろと教えていただいて精進してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

本日は消費者教育推進地域協議部会、第2回ということですが、非常に重要な分野ということで、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ぜひ皆様方の忌憚らない御意見を賜り、これから策定してまいります「方向性」、また毎年策定しなければならない「計画」がございますので、それに向けて御意見を頂戴できればと期待をしているところでございます。消費者問題は本当に、日々、新聞に載らない日はないくらいという状況でございます。誰もが消費者であるという立場でありながら、意外とやはり学習はしていないという実感も持っているところでありますので、どうぞご審議の方よろしくお願い致します。ありがとうございました。

事務局

事務局からは以上です。それでは、松葉口部会長、よろしくお願い申し上げます。

松葉口部会長

それではまず、現在の出席委員について御報告します。消費者教育推進地域協議部会委員3名中、2名が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第2条第2項の規定により会議開催の定足数に達しております。

岡田委員は本日所用で御欠席という連絡をいただいております。また、専門委員が4名、横浜市消費生活条例第4条第2項に基づき、関係者として、今日は3名いらっしゃっております。横浜市教育委員会事務局の指導企画課の指導主事 木村さん、磯子区地域振興課長の池田さん、教育委員会事務局の高校教育課長の西村さんが出席しています。よろしくお願いいたします。

横浜市情報公開条例により、この専門部会は公開となりますので、よろしくお願いいたします。会議録につきましては、原則として公表させていただきます。

今日は傍聴の方はいらっしゃいませんね。

では、会議録の確認につきましては、毎回2名の委員に持ち回りでお願いすることでしたが、本日は出席者が2名のみですので、鈴木委員と私が確認することとなります。鈴木委員については連続となり、大変申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

鈴木和子委員

承知いたしました。

松葉口部会長

審議に先立ち、配布物について、御確認下さい。

- ①配布資料1 本部会名簿
- ②配布資料2-1 横浜市消費者教育推進の方向性(案)
- ③配布資料2-2 横浜市消費者教育推進の方向性(案) 概要版
- ④配布資料3 「横浜市消費者教育推進の方向性(案)」に対する修正提案の反映状況及び意見照会結果
- ⑤配布資料4 平成27年度横浜市消費者教育推進計画(案)
- ⑥配布資料5 地方消費者行政に対する国の財政支援について
- ⑦横浜市消費生活条例関係規程集
- ⑧消費者教育関係規程集

がございます。ご確認いただきまして足りないものはございますでしょうか。

議題1

横浜市消費者教育推進の方向性について

松葉口部会長

それではさっそく、議題(1)「横浜市消費者教育推進の方向性」について入らせていただきます。まず、御説明をさせていただきますので、概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

すみません。座らせていただいて御説明させていただきます。まず、2月2日に開催しました第1回の協議部会以降の経過について御説明させていただきます。協議部会の後、市会で、「方向性」案について御説明させていただきました。その中では、広く市民意見を募集する形ではなく、消費者市民など、なかなか市民になじみのない言葉などがあるということで、消費者団体や消費生活推進員の方から御意見を頂戴することに御了承をいただきまして、2月下旬から3月末にかけて意見照会を行いました。

この意見照会結果及び第1回の本協議部会でいただいた御意見を踏まえた修正や庁内での調整等を行ってまいりました。

当初は6月に「方向性」を確定し、公表する予定でしたが、横浜市では市会で御説明をした上で公表をするという流れでございますので、現在のところ市会日程から公表時期については9月となる予定でございます。

次に「横浜市消費者教育推進の方向性」について、意見照会の結果や前回の部会でお示した（案）からの主な変更点について御説明させていただきます。

配付資料の2の「方向性」及び「方向性概要版」は平成27年6月1日時点のものです。色々と皆様から頂いた御意見を踏まえた形になっております。

資料3の「横浜市消費者教育推進の方向性（案）」に対する意見照会結果をご覧ください。表紙をおめくり頂いた表の一番左側に該当箇所のページ数がございますが、こちらのページ数は6月1日時点の「方向性」に沿ったものとなっております。以前お示いたしましたものは2月時点の版でございました。事前にお送りさせていただいた資料では2月時点のページ数で表記されていたかと思いますが、本日お配りしました資料は6月1日時点の「方向性」に沿ってございます。表紙を一枚おめくり頂いた資料3-1「いただいた修正提案の反映状況」でございますが、こちらはこの協議部会でお出しいただいた御意見を横浜市消費生活審議会からの修正のご提案としていただいたものへの対応状況となっております。協議部会は部会という位置づけでございますので、審議会本体に御承認いただくという手順を取りまして、審議会から御意見をいただいたものを反映したという形でございます。

主なものとしましては、資料1ページの一番上、御意見として、「教育という言葉は上から目線に感じるので、共に学ぶとか、学んで育っていくような印象が広がるとよいと思います。」という御意見をいただきました。この御意見を反映させまして、15ページの「横浜らしい消費者教育の推進」の冒頭に、「横浜市では、この方向性を策定するにあたっては、行政、市民、消費者団体等及び事業者等が、横浜市が進めている「市民協働」の考え方により、共に学んでいくという視点を持って検討しました。」という一文を加えさせていただきました。

それから、複数のご提案をいただいておりますが、特に高齢者や障害者に関する記載に関して、見守られる対象としての視点になっているという御意見を踏まえまして、自立した消費者という視点を加えたり、持っている能力を活かすというようなニュアンスに改めました。前回の部会で御意見をいただきました後、教育委員会の障害の部門に詳細に見てもらって、さらに細かい意見などももらいながら修正いたしました。

また、事業者・職域に関する部分に関しましては、前回の協議部会で岡田委員から貴重なアイデアや御意見を頂戴しました。資料3の2ページ下部などのご提案をいただきましたことを受け、「方向性（案）」の本文ですと主に21ページあたりに記載がありますが、企業イメージを高める事業者の取組等について表現を追加しました。「言葉での表現ということだけではなく、企業が取り組めるようなモチベーションやきっかけが必要だと思えます」であるとか、「例えばアフリカ産のものにこだわっているというイメージを、社会や消費者に打ち出すことも、企業のイメージを高めてお客様とのコミュニケーションを

深めるという手段だと思えます。このあたりをうまく表現できたらいいなと思えます。」ということを受けまして、「CSR活動としての消費者教育の支援、情報共有（26 ページ）」に企業イメージを高める事業者について記載しましたり、「事業者が今後、企業活動を通じて消費者教育、啓発に取り組めるようなきっかけづくり等の検討を行います。」という文言を入れさせていただきました。

また、資料3の4ページ下から2つめにありますように、坂本専門委員からも前回の協議部会で「既にグローバル社会に生きているというニュアンスがこめられるといい」というお話もいただいておりますので、この点を踏まえまして、これからは越境消費者センターというものが活躍するだろうということもございますので、そういった記載や、「今はまさにグローバル社会に生きているということを自覚して、様々な事象を見据えて対応し、主体的に情報収集していくことがより一層求められていくことが考えられます（9ページ）。」という文言を入れさせていただきました。

また、御提案の趣旨を踏まえて、消費者団体との情報交換を行ったり、障害福祉部門及び特別支援教育部門との協議を重ね、16 ページから 17 ページ、21 ページから 22 ページなどで、障害者に関する記載を拡充しました。主な変更等につきましては以上でございます。

続きまして、資料3の4枚目でございます資料3-2は、先ほど申しあげました消費者団体及び横浜市消費生活推進員に対して御意見照会を行った結果です。2月下旬から3月末にかけて実施したものでございます。消費者団体につきましては、私共の事業であります「消費者のつどい連絡会」の構成員である消費者団体 10 団体、「消費者団体等協働促進事業」実施団体 10 団体、私共でそのほかに行っている事業に御協力いただいている団体 3 団体の合計 23 団体にお伺いしました。うち 5 団体から御意見を頂戴しまして、その内容が資料7ページから9ページまでの資料3-3でございます。「方向性」の記載等に関わる御意見というより、消費者教育推進の全般に関わる御意見が多くございました。

消費生活推進員につきましては、平成 26 年度は 12 区に 1,613 人いらっしゃいました。各地区ごとに2名ずつ地区代表を選出していただいております、主にこの地区代表を対象に消費生活推進員制度に関するアンケートとあわせて意見照会を行い、結果 216 人の方から御回答をいただきました。このうち、「方向性（案）」に対する御意見は9件いただき、その内容は資料 11 ページの資料3-4でございます。事務局からの御説明は以上でございます。

松葉口部会長

今、事務局から説明がありましたが、御質問や御意見はありますでしょうか

小守専門委員

消費者団体や消費生活推進員の意見にも出ていたと思えますが、横浜市の中で、消費

生活推進員の役割については今後大きくなっていくと思われます。地域における啓発の担い手の中の担い手とでもいう感じで役割的には大きくなっていくだろうと思うんですけれども。「方向性」には課題ということが出てきますよね。課題では、先ほど 12 区ということでしたが、全市的にこの施策を展開することが困難になっている状況でそれが課題です。この課題にどのように取り組んでいくかということが本来は「方向性」で示すべきなのではないかと思うのです。この中だと既にある様々な取組みについて今後検討していきますという形で、なかなか「方向性」にはなっていないのかなど。消費者教育推進法や基本方針、それからまた別の観点の消費者安全法の改正法等を踏まえると、やはり消費生活推進員制度は非常にいい制度だと思うので、そういったものに合わせて制度的に整え直す必要があるのではないかと、御意見の中にも近いことが触れられておりますので、できれば今後検討していただけたらと思います。

事務局

消費生活推進員は今お話しいただいたように、これからの横浜市における消費者教育推進において、また、高齢者の見守りということもございしますが、こういったものを地域の中で進めていく要だと思っております。推進員活動に関しては今回、「方向性」の中では重点としております。これらを受けまして、市では、27 年度は、消費生活推進員が地域活動実践力を高める研修を新たにモデル事業として実施します。従前から推進員は紙芝居や寸劇をしたりという形で地域で啓発活動を行っており、そういった力はお持ちなのですが、それだけではなく地域が今どのような状況になっているのかを学んでいただいたり、すでに地域で活動されている皆さんと共に学んでいただき、その中で連携の輪ができていく、そういった形で消費生活に関わる地域活動の実践力をより強化していただくという新しい研修事業をモデル的に 2 区で行う予定です。1 区は本日オブザーバーとして参加されている磯子区です。年度後半に実施することになります。推進員の任期が今年度切り替わり、新しく推進員の委嘱を受けられた方が非常に多く、8 割から 9 割の方が新任の方という区もある状況なので、年度の後半になりますがこういったことをやっていきます。推進員さんは本当に要だと思っておりますので、そういった形で推進員さんのお力を増すようなことをやっていきます。

武田専門委員

人数が 1,600 人くらいと推進員の数なんですけれども、横浜市の人口が 370 万人からすると、また、いない区もあるんですよ。

事務局

26 年度までは 6 区に推進員がいなかったのですが、今年度から青葉区で復活しました。今は 5 区で不在です。

武田専門委員

そうですか。今後は数も増やさないといけないし、ない区も0にしていかななくてはならないし、何かそういった手立てというものはあるのでしょうか。

事務局

各区を回り、実情を聞きながら、制度の復活のお願いと局としての支援について説明しています。地域で消費生活推進員のような活動をしている他都市の類似制度では、数十人から多くても200人から300人程度で、1,600人の規模でいらっしゃるの横浜市のみです。

武田専門委員

それは確かに特徴の一つだとは思いますが、さらに強化をしていく必要があるように思います。

事務局

先だって、この方々の集まりがあった際に、やはり御自身たちが認知度が低いと。推進員という名前で活動していても、ちょっと怪しまれてしまうとかそういうところもあって。民生委員さんほどの認知度は当然持っておりませんので、我々としてはやはりそういったところも広報しながら認知していただいて、他の市民から頼っていただけるような仕組みを作っていくことでまたやりがいを持っていただけるようになればありがたいと思っています。

武田専門委員

私の所属している老人クラブの話なんですけれども、老人クラブでは友愛活動をしていて、そこで見守り活動も行っています。1クラブにつきだいたい5人の友愛活動員がおり、全市では7,700人くらいいます。そういうところともうまく連携して、そうした中で消費生活推進員になれる方もいらっしゃるかもしれないので。色々な手立てを考えていただくといいと思います。

事務局

ぜひお願いします。

松葉口部会長

こういった話ができるのがこの部会のいいところだと思いますのでぜひ連携をさせていただければと思います。

小守専門委員

消費生活推進員と似た制度は各地にもあります。横浜は割と早くから取り組んでいま

すが、消費者教育推進の中で地域のネットワークとかなり結びついて、地域に入り込んでいる事例もあるように聞いておりますので、そういった事例を参考にしながら考えていただくとよいと思います。

事務局

はい。

松葉口部会長

ちなみにそれほどこだかおわかりになりますか。

小守専門委員

政令市の中にもあるそうです。

松葉口部会長

そういうことですね。このような情報共有もまたしていきたいですね。

事務局

瀬谷区の推進員さんなどは結構地区社協さんと連携しているということなので、そのような連携を進めていけたらと思います。

磯子区

磯子区の事例を御報告させていただきます。磯子区での地域とのつながりでございますけれども、磯子区の消費生活推進員さんはそれぞれの地区活動の発表会を持っております。そこに各地区の町内会長にも出席をお願いしております。推進員が地域でどのような活動をしているのかを町内会の皆さんに見てもらっています。それだけではなく、年度末には全部の活動報告をまとめたものを地区連合の集會に推進員の地区代表が出席して行って、活動報告を御紹介しています。私共地域振興課は自治会のサポートをしておりますので、先ほどの実践も含め地域との連携をかなり意識しながらそれぞれのサポートをさせていただいております。

松葉口部会長

ありがとうございます。今後は、学校ともかかわっていけるといいのかなと思ったりもするんですけども。学校の先生も日々変わっていく消費者問題を追いかけるというのはなかなか難しいことだと思いますので、地域の方々に地域の課題を推進員さんなど色々な方が学校で話してもらうことで、学校と地域との連携などが広がるとよいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

事務局

磯子区では広報よこはまの区版でも紙面をさいて推進員について大きく取り上げた

り、だまされない消費者といった事例を載せてくださっています。広報は全戸配布ですので本当に熱心にやって取り組んでくださっています。

松葉口部会長

そういうことがまた他の地区に情報共有などするとやる気が出てくるかもしれませんね。

鈴木和子委員

先日、推進員研修のステップアップ講座の講師としてお手伝いさせていただきました。やはり非常に前向きでやる気がある方が多いと感じました。私たちのような消費者団体とも連携をとって、推進員の方々を続けてサポートしていける手段があるとよいなと思いました。ステップアップ講座という形のものだけではなく、地域で講座を開く際の相談をしてもらうなどの場面で何かお手伝いできれば。消費者団体との連携ということも考えていただければと思います。

事務局

ありがとうございます。ぜひお願いできたらと思います。

松葉口部会長

鈴木委員の消費者サポート横浜会には、協働事業の方で常連さんですけども、ぜひそちらの方で提案として出していただいたらどうですか。

鈴木和子委員

頑張るように努力します。

小守委員

前回ちょっと意見で申しあげたのですが、**「方向性」** 30 ページの「横浜市消費者教育推進の拠点」に関して、一つはコラムじゃなくて本文にということをお願いしまして、コラムという扱いではなくなった形で取り入れていただいたんですけども。もう一つその時に、横浜市ではここに書いてあるとおり消費者行政に関わっている消費経済課、消費生活総合センター、各区の地域振興課の3者、3部門が相互補完して消費者教育センターの機能を担うという形になっています。多くの市町村では横浜市のように消費者行政の部門が分かれているのではなくて消費者センターが消費者行政そのものをやっているところがほとんどだと思います。そういった市町村のセンターが拠点の役割を担うというのはわかるのですが、横浜市ではやはり消費経済課とセンターと区の地域振興課と行政が分かれていますので、そこがどういった機能・役割をそれぞれ果たすのか、ということ意見を申し上げたところなんですけれども。それについては残念ながら**「方向性」**の中では示されていないんですね。**「方向性」**の中では示すのがな

なかなか難しいということなのかという理解をさせていただいたんですけども。ただ、これから一段階下がる計画にあたっては、その辺が明らかにならないとなかなか事業が進められないのかなと思っています。消費者教育というのは新しい概念、今までは「自分のこと、賢い消費者になる」のが基調だったんですけども、これからの消費者教育はそれを越えている概念ではないかなと。「賢い消費者になりましょうプラスアルファ」だと認識している。私共センターでも「方向性」で触れられている新しい概念での事業はしておりません。そういったところが本来だと「方向性」の中で示されているのが望ましいと思うのですが。その辺についてぜひ今後の中で、計画を策定される段階でもよろしいのではないかとはい思うのですが役割を明確にさせていただければと思います。

事務局

「消費者市民社会」という言葉が新しくってなかなかこなれていないということがあるかと思っています。この考え方を基にそれぞれの部門が考えていくということで、まさに「方向性」ということなんですけれども、それを具現化していくという形になると思います。横浜市と一口に言っても区も30万人規模の区があったり、それぞれの区、地域振興課で特色、独自性もある中で、色々な事を踏まえながら、教育委員会とも連携しながらこの考え方を基に何ができるかを組み立てていく動きになると思います。

松葉口部会長

なにをどこがやるということがはっきりしていないと結局動かないまま終わってしまう危険性があると思うので、中核となる人なり場なりを作った方が進みやすいのかなという気はします。センターは指定管理者制度でされておりなかなかやりにくいというところはおありなのだろうと思いますが、毎日日々刻々と動いていく消費者問題を把握していらっしゃると思いますので、それを基に中心となって機能を果たすとか。地方都市などもそのような形が多いですけれども。そういう形でやっていただけるとすごくよいと思います。計画を立てていく段階でも考えていただければ。

小守専門委員

国の消費者教育推進会議のとりまとめの中でも消費者教育センターとして期待されている役割みたいなものが出ていますので、そういった役割に基づいてどの所属がどの役割を果たしていくのかを「方向性」の中でなくてもいいので、市で決めていただければと思います。

松葉口部会長

相談員さん自身も教育の役割を果たさなければいけないというような位置づけになっていて、研修なども消費者庁がやっていたりしますよね。それで相談員さんも結構困っていらっしゃる場所もあるみたいなんですけれども。いずれにしても、やはりどこかに主体となってやっていただくところを決めないと計画もどうやって立てるのかとか、足

となって動くのはどこなのかということが曖昧模糊としていると、計画も結局何も前に進まないまま終わってしまうのではないかと思うので、そこは私もはっきりさせたいなと思っていました。

小守専門委員

横浜の場合は「方向性」の中で、教育委員会や他の局まで機能を担う中に入ってしまったので、そうなるとうちあげてということなのか。うちあげてはいいんですけども、推進役はどこなのかというのが明確になってこない、部長がおっしゃられたようにその辺が曖昧になってしまうと思います。

事務局

エンジンとしては私共ということなんですけれども。センターさんも御一緒だと思っておりますので。

松葉口部長

よろしく申し上げます。

武田専門委員

組織的に言うと、消費生活総合センターは指定管理ですか。5年間ですよ。一番制度的に、身分的に不安定だし、制度的には指定管理者が変わるという可能性もありうるんですね。

事務局

選定については非公募で行っています。

小守専門委員

前回から単独非公募での選定をさせていただいております。

武田専門委員

では、その問題はないんですね。

事務局

そういった可能性はないわけではないです。

小守専門委員

ただ、基本的には指定管理ですので、公の施設の管理運営が基本です。

武田専門委員

本当はこういう施設は指定管理になじまないと思いますね。

事務局

10年前に横浜市で指定管理者制度を導入しようということになった時に、公の施設、行政財産に関しては原則すべて指定管理を入れるというのが市の方針でした。

武田専門委員

箱モノだけを見ているからこういうことになってしまうんですね。本当は施設の機能を見ていかなければいけないのに。

事務局

指定管理者で担っていただく部分だけでなく、横浜市消費者協会という立場でどういう役割を果たしていただくのかというところを分けて考えながら進めていく必要があると思います。

松葉口部会長

消費者教育なので、教育委員会さんにもぜひよろしくお願いします。

武田専門委員

6ページのところに関わってくるのかということなんですけれども、ライフステージに即した消費者教育ということなんですけれども、今の格差社会とか貧困問題ってありますよね。そういうものと消費者教育とか、貧困問題は子どもから高齢者までまんべんなく問題になっていますけれども。貧困や格差社会に触れられる部分ってどこかにありましたっけ。特に触れる必要はどうでしょうか。

事務局

障害や高齢というようなその方の属性というか、その中で消費者被害に遭わないという視点ではとらえておりますけれども。

松葉口部会長

同じライフステージの中でも、例えば同じ小学生の中でも、今は格差があるわけですよ。今のは非常に重要な御指摘ではありますね。そういうのって今からでも入れられますか。計画で入れるようなものではないですよ。方向性で触れられませんか。

武田専門委員

どこかにさらっと一言触れていただけるといいと思います。「方向性」なので。各世代を通じてある問題なので。結構消費生活に密接に関係していると思いますので。

松葉口部会

消費者庁のイメージマップでも同じ世代間の格差というのは出ていないですよ。入ると横浜らしくとか、横浜すごいなという感じがしますね。6ページ、7ページでいうと、6ページが国のイメージマップについてで、7ページに「横浜市におけるイメージマップについて」とあるので、ここにそれぞれのライフステージごとの格差にも留意をしていきます、格差社会の問題にも敏感に対応していきたいと考えています。みたいな。今、とっさにいい文章が出てこないですが、そういったことを横浜市の部分に書けるといいのではないのでしょうか。

事務局

時代状況、時代背景としてということでしょうか。グローバル化と同じように。

松葉口部会長

時代背景もそうだし、それにきちんと対応していくということですよ。6ページのライフステージの分類で行くと②のところでも真ん中あたりに「質や量、交渉力等の格差等があることや」とはありますけれども、武田委員が示されたことはこのことよりももうちょっと深刻な構造的格差のことではないかと思います。そこはちょっと押さえておきたいですね。例えば7ページの一番下、生活圏域における関わり、今日広がっている格差社会の問題などにも留意しながら、みたいな感じでさらっと入っているといいのかもかもしれません。ちょっと弱いけど入っていないよりは触れておいた方がいいかなと。

坂本専門委員

そういう観点から行くと、消費者教育の中でどちらかというと今までの消費者を守る、その中で自立化ということなんですけど、守るべき消費者ではなくてむしろ過剰な要求をする消費者っているじゃないですか。駅員さんに暴力をふるうとか、サービスの対価として過剰に何かを求めるような。ある種のモンスター化した消費者ではなく、今度の描いてる消費者市民社会というのはそういうことではないよということですね。

松葉口部会長

健全な経済社会という視点ですね。

坂本専門委員

消費者もそうならなくてはならないという。「お客様は神様」というイメージが払しょくされないと、消費者市民社会というのは自立した対等な立場でというイメージを持ってもらうのが大事ではないかと思います。

小守専門委員

基調としては表現されているのではないかと思います。

坂本専門委員

よりよい社会を築くという意味合いですね。

松葉口部会長

市民という言葉が入っているのはそういう意味合いですね。

小守専門委員

消費者教育が目指すものの中に、社会の一員としてより良い市場と経済の発展のために積極的に関与する消費者を育成するということに含まれていると思います。

若尾専門委員

生活困窮者の方々の取組みと、「方向性」の内容とつながるのかとは思いますが、生活困窮者自立支援法で各区役所に相談窓口が作られ、家計相談も予算などで対応しているという話があります。生活に困窮されている方々が「方向性」で目指しているような、自らの消費行動が社会状況に影響を与えるというところまで考えていけるのかは、なかなか厳しいこととは思いますが、家計相談を受ける方には少なくともそういうことを意識して、相談に乗る時に多少なりともそういう方向性をアドバイスしていくということであれば、少し関連を持たせていくことは可能なのではないかなと思います。御本人たち自身に、「自らなれ」というのはなかなか厳しいと思うんですけども、教育という視点でいえば家計相談は教育ではないとは思いますが、支援として受け手側がこういうこともあるんだということを知っているのと知らないのとではまたちょっと違うのではないかと思います。どういう風に盛り込めるということはちょっとわからないんですけども。

松葉口部会長

たぶん今回の消費者市民社会という概念が出てきているのは、家計相談の方などが自立ということは難しいのかもしれませんが、この消費者市民的な事を知っていると消費者被害に遭いにくくなるだろうと想定されているところがあるんですね。未然防止の要素を含んでいるみたいなんですけれども。今おっしゃられたようなことは、どこかに入っているといいような箇所はありますか。

若尾専門委員

体系のイメージマップでいうと、既に取り組みされている事業を落とし込んでいくということであれば、例えば成人期のところでなにか社会背景的なものにあわせて触れることができるのか、教育に関わる団体を育成するみたいところで間接的だけでもそういう視点を持って対応していくという形で触れられるのかもと思います。ただ、印象としては、「方向性」で想定されている消費者というのは、一定限ちゃんとした社会生活を営み、消費生活に参加されている方々が対象なのかなとすごく感じる場所があっ

て、障害のある方や判断力が落ちてきている方々というのはそもそも、別の福祉的な視点で保護するみたいなイメージがあります。なので、生活困窮者の方もこの「方向性」で想定している方々とはちょっと違っているのかなという印象もあるので、組込んでやっていくのか、別の枠組みとするのか、盛り込み方が難しいなと思います。今この「方向性」の流れの中に無理やり入れ込もうとすると難しいのではないかと感じもします。

松葉口部会長

どうしてもこの、「消費者市民」、「市民」という言葉を使うと若尾委員がおっしゃられたようなイメージになりますよね。だけど市民の中には本当は弱者へのまなざしも当然入って来るべきものだと思いますので、本当ならばちゃんとどこかに盛り込みたいと思いますけれども。少なくとも計画の部分では、今までも事業としてはやってきているわけですから。

事務局

福祉部門ではそういった事業をやってきております。

松葉口部会長

そういったものを可視化して、それらも消費者教育の中にきちんと入っているんだということを明示していくことが重要なかもしれないと思います。「方向性」の中でどういう風に触れていきたいと思いますか。

事務局

7ページのライフステージの分類表の中で「成人期、特に若者」のところで「生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を」ということで、これは特に若者の記載にはなりますけれども、生活において自立といいますか生活を成り立たせる力を持っていくという部分は若干重なるところがあるのではないかと思います。ファイナンシャルプランナーの方などがこういった講義をされていらっしゃるけれども、もう少し生活の困窮というか生活を計画立てて送ることができないといった方々にとっては、まずそこから始めるよということはあるかもしれませんね。

若尾専門委員

生活困窮に今陥っている方に今どうしろということではないんですけれども、もっと早い段階からきちんとした消費者ということができればそういう事態にはならなくて済むかもしれないですね。

松葉口部会長

そういうためにこういった考え方ができていますからね。

若尾専門委員

そういう視点があるんだよということを盛り込めればいいのかもしいですね。障害のある方も軽度であったりすれば地域で生活されている方も大勢いらっしゃることを考えると、大きくなってからいきなり言われてもなかなか学べないということであれば、学校教育の中で消費生活をするっていう視点でカリキュラムを組むとか、そういうことが積み重なっていくことがすごく大事なのかもしれないなと思います。

松葉口部会長

とても重要な御指摘ですよ。これから意識して進めるには進めるのだと思うんですけども、どこかに入れることはできないですかね。

事務局

今すぐにはちょっとお答えできないですけども、内部で検討します。

松葉口部会長

確かにちょっと、自立、自立、自立と。自立はまあ自立でいいんですけども、支えあうという視点がちょっと弱いかなという感じはありますね。

事務局

消費者庁では消費者安全法で見守り系のことをやっているのでもそういった考えがあると思います。こちらは教育ということで「これから育てるんだ」というような考えなのかもしれません。それぞれ広がっていき重なり合う部分があると思いますけれども。

松葉口部会長

他にはいかがでしょう。色々なお立場の方が参加されておりますので。

武田専門委員

ところどころに「主体的な、主体的に」という言葉が複数回出てきます。例えば、「主体的な情報収集」って書かれていますけれども、13ページのウの(イ)のところ、「自ら情報を得ることが困難な方」ということについては書かれてはいるんですけども、結構他のページで「主体的な情報収集」だけ書かれているところがあるんですね。「主体的な情報収集」と「適切な情報提供」みたいなうまい言葉をあわせて使っていただいた方がいいと思います。特に高齢者などは主体的にやってくださいと言っても実際にはかなり困難です。ところどころに出てくるので配慮していただけるといいと思います。

また、17ページの見守りの話で取組の部分に、「見守りを要する人への教育や啓発だけでなく、見守りを行う家族などに対する啓発が」とありますけれども、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がどんどん増えてきているので、家族に限定しない方がいいのではないかと思います。

事務局

家族に限定せず、「家族や支援者など」に表現を改めます。

武田専門委員

もう一点、21 ページに団塊の世代に関する記載がありますが、団塊の世代が高齢者になっていく中で、就労者が非常に増えているということもありまして、老人クラブにもなかなか加入してもらえない状況であり大きな課題になっています。家庭や地域にシフトしていくのみではなく、仕事と両立できるような仕組みを作っていくとかなかなか出てきてくれないと思うんですね。そういったことをうまく表現してもらえるといいなと思います。

事務局

高齢者の概念がどんどん変わってきていますね。表現を考えます。

武田専門委員

統計によっては4割以上が就労しているという話もありますね。

2 平成 27
年度横浜市
消費者教育
推進計画に
ついて

松葉口部会長

大体意見が出ましたので、議題（2）の平成27年度横浜市消費者教育推進計画」についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

A3サイズの資料4をご覧ください。こちらが、既に27年度始まっておりますけれども、今年度は変則的に各局等で行っている「方向性」に基づいて整理した形です。

こちらは「方向性」の31ページ以降に掲載しております。

分布表に平成27年度の取組である事業計画、平成27年度の予算額、平成26年度の実績を追加したものです。消費者教育推進計画につきましては、各局の予算案により御審議いただき議決された事業内容を取りまとめて策定してまいるという形になっております。平成27年度については、変則的に年度がすでに始まっている中での策定ということになりますので、「方向性」でお示した分布の表の形をあまり変えずに作成しております。分布の部分につきましては、色塗をしていない箇所が、本来事業の対象者であるべきなのに、事業を実施できていないように見えておりましたので、そもそも対象外であるということを示すために斜線を入れました。

なお、毎年度の推進計画には参考資料として確定後の「方向性」を添付し、どのような考え方に基づいて作られた計画なのかをお示していくことを考えております。表の見方で

ございますが、事業名と事業概要、その後に 27 年度にどのような事業計画をしているかということですが、まだ調整中の部分もございます。予算額と 26 年度はどのようであったかということで速報値ではございますが実績を付けております。その次の項目は重点目標に関わっているものについては◎や○が入っております。それから「方向性」で目標が 1、2、3 とありさらに取組で分類していますので、目標、取組の順番で並べてございます。再掲もございますので量が多くて見にくくなっており大変申し訳ございませんがこのような形で整理させていただいております。御説明は以上です。

松葉口部会長

今、事務局から説明がありましたが、平成 27 年度については、年度が始まっている中で変則的に策定していくということですので、次の議題とかぶる部分もありますが、今後に向けた御意見なども含めた御意見や御質問はありますでしょうか。たくさんやっておられるので、中を見るだけでも大変だと思いますが。

小守専門委員

横浜市の消費者教育に関連するような事業を取り上げて分類するというやり方だと思うんですけども、新たな視点での消費者教育というのはこれまでも意識としてもやってきていないんですね。少なくとも「方向性」が出て、それで何かをやっていこうということで、27 年度はこの形でやるのは当てはめるのはある意味やむを得ないとは思いますが、これが計画といわれてしまうと、ちょっとどうなのかなと思います。「方向性」を受けて、それぞれの機関などがその役割、機能をどのように発揮して新しい概念の消費者教育にどう取り組んで、どうやって成果を出す、というのが計画なのかな、と思いますので、そういう意味からすると大変違和感を感じます。核となるものが何かあって、それにどう取り組むとこうなりますよというような、何かあってもいいのかなという感じを受けます。

松葉口部会長

それに近いですが、私もちょっとカテゴリー化をすることでかすともうちょっと見やすくなるのではないかと思います。今おっしゃられたような、何を核にしてまとめていくかということですね。

小守専門委員

先ほども申し上げましたが、役割分担や機能が明確にならないとなかなかまとめづらと思います。すぐに整理できるものでもないと思いますので。

事務局

まだ「方向性」そのものも9月の市会でということもございます。各局がこういった考え方をこなしているかというところ、そういう段階でもございません。今後庁内連絡会を立ち上げる予定で、本日の協議部会で賜った御意見を庁内連絡会で伝え、消費者市民社会の視点を持った事業をしてもらうことになると思います。

事務局

おそらく、イメージとして体系的に見えないことが気持ち悪さの原因なのではないかと思えます。大分整理はされてきてはいて、対象の年代であるとか領域などで順番にしてみたりといった工夫はしているのですが。もう一度再掲的になるかもしれないですが、重点目標などをこの表の中で明記することによって、これに向けてこういうことをやっていくとかの工夫をすることで多少は体系チックには見えるのではないかと思います。それからもう一つ、今おっしゃられたような、次の年度になるのではないかと思いますけれども、新年度にオール横浜市としてどのような事に取り組んでいくんですよということについては、今、正直申し上げて盛り込まれておりませんから、そういったものが示されて、更に各局や区、各団体様でやってくださっている事業があり、それを総合していくと目標達成につながるんだというような見せ方を工夫できればなどと思えます。

小守専門委員

個別な話をさせていただきますと、消費者協会は消費生活総合センターの指定管理が今年度が2期の最後の年度で、来年度の事業というのはどういう事業展開をしていくかということが非常に影響を受けます。夏には事業提案をしなければいけないので。形としては体系的に見せると言いますか、そういう方法もあるかなと思います。

松葉口部会長

番号が振ってありますけれどもこの順番は何順とかがありますか。一応目標とかの順番ですよ。

事務局

そうですね。目標1の取組1から並べております。

松葉口部会長

目標1がダーっと続くじゃないですか。目標1の掲載ページも同じものがズラッと並んでいるのでこの事業の並びに意図があったのかどうかということが気になりました。

事務局

各局の事業をこういう形で整理してみましたということです。

松葉口部会長

例えばですね、資源循環局だけで固まっていなくて、健康福祉局も固まっていたりバラバラだったりで固めているわけでもないようなので。所管・関連が同じ事業をまとめるともう少し整理された形で、それぞれの部局で何をやっているということが見えてきて、場合によっては重複している部分とかがあったことが分かったりとか、それに基づいて整理をしていくということが出来るかもしれません。まあ、これは今後の話であって、まずは見える化をすることが重要であり、横浜市ではこんなにやっていたんだということがわかる必要があります。ですからこれはこれでいいとは思うのですが、今後整理されていく際にはそういう感じでやられるといいかもしれません。

事務局

ありがとうございます。

松葉口部会長

全ライフステージに入っているもの順みたいな感じですかね。これは右側の所管と書かれているところの人たちにはお見せしているのでしょうか。

事務局

これは各局に依頼して埋めてもらっています。

松葉口部会長

では各部門も自分たちのところがどこにあるかわかるということですね。

事務局

はい。これをまた庁内連絡会でお渡しして各局間で連携など話し合えればと思っています。

松葉口部会長

こういったものを出してもらってまとめあげていくのは宮口さんのところでよろしいんですね。

事務局

はい、そうです。これをまた整理の仕方などをお教えいただいて、よりわかりやすくどういったことがということが見えるようにしてまいりたいと思います。

松葉口部会長

この中に教育委員会さんは入っているのでしょうか。

事務局

たとえば7ページの教職員向けセミナーなどがございます。

松葉口部会長

8ページに特別支援学校の取組などにもありますね。せっかく教育委員会さんがいらっしゃっているのです、なにか補足説明等ございましたらお願いします。

教育委員会

26年度は家庭科の研究会で消費者教育支援センターの方を講師に招き、経済局と共同で研修会を行いました。参加者された先生方にも非常に好評で、研修の中でグループ討議をしながらアイデアを出し合い、非常に実りの多い研修が実施できました。

事務局

教育委員会さんと一緒にやらせていただいた教員研修を通じて、教員の皆さんが授業で簡単に消費者市民教育ができる、これまでの授業で扱ったことがないキットを開発されました。この中には実践例のCDも入っています。このキットがあれば突然でも授業ができるというものです。家庭科の指導主事の皆様が考えられ、教材化するにあたりコラボという形になりました。現在市立全中学校に配布されてございます。また、全国の中の消費者教育教材のコンクールがございまして、優秀賞をいただきました。開発に携わられた主事の先生が皆様の前で発表をされました。これは教育現場で手作りされていたものをコラボすることにより教材セット化することができました。これを今後は全国に広めたいというお声もいただいています。

松葉口部会長

非常に良い取組をされましたが、その事業はこの計画の中でどこかに触れられているのでしょうか。

事務局

26年度の取組でできたものですので、27年度の計画には当たりません。

松葉口部会長

ここに見えてこないのが残念ですね。

事務局

今の教材については、資料4の8ページ、事業の番号としては76番の「効果的な消

費者教育教材の作成に向けた検討」の 26 年度実績がこの教材の作成です。27 年度は 26 年度に作成した教材を各中学校に配布するという計画になっております。

松葉口部会長

ここにちょっと優秀賞受賞とか目立つように入れたらいいのではないのでしょうか。埋もれてしまっていますね。

若尾専門委員

すごく細かなところで申し訳ないんですけども、4 ページの事業ナンバー30 番と 34 番のところですが、所管・関連のところは区・地区社会福祉協議会と挙げていただいておりますが、関連の位置づけがどの程度の重みがあるものなのかが分からなかったです。他の事業のところで書かれている所管・関連と並べた時に、区社協はいいと思うのですが、地区社協については、あくまでも地域の方の任意の組織というところであると、この一覧に並ぶ組織とは並びのトーンが違うと思います。区社会福祉協議会は法人格も持っておりますが、地区社協ボランティアで町内会等に近いものです。

事務局

失礼いたしました。確かに異なりますので、地区は削除し各区社協に改めます。

坂本委員

今、市内に国際交流ラウンジというものが 11 か所ございます。そこで日本語の教室活動があり、日本語を学んでもらおうというものがあります。その取組の一環として、定番化しているのが資源循環局さんの御協力を得て、ごみの分別の活動は大体どこのラウンジでも行っています。それはまさに消費者教育の取組として長らくやってきておりますし実績として挙げられるのではないかと思います。27 年度も我々の協会でも実施しますし、ラウンジでもほぼ定番でやっておりますので、27 年度の計画でそういったことも触れていただければと思います。

事務局

国際系の取組が弱いので非常にありがたいです。

松葉口部会長

このように情報提供をしていただけるといいですね。確かに国際都市を謳ってはいるけれども国際系の取組はわずかですね。

鈴木和子委員

事業ナンバー33 は、契約のきりふだ高齢者編を老人クラブ連合会会員に配布とあるのですが、消費生活センターとなっておりますが、老人クラブは所管・関連に入らないの

<p>3 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）の策定について</p>	<p>でしょうか。</p>
	<p>武田専門委員</p> <p>これは小守さんのところで作っていただいたものを私共と連携して配布していただいたものです。</p>
	<p>小守専門委員</p> <p>実施しましたのが 26 年度でして。27 年度は病院にお配りするなど配布先を広げていこうかなと考えております。27 年度は老人クラブさんにはお配りしないので所管・関連には当たらないと思います。26 年度にはまさに、連携をさせていただきました。また、これは 27 年度の現状に即して記載されていますというものなので、今後はもっと考えていく必要がある事業なども出てくるものと思います。例えば、1 ページの事業ナンバー 4 の展示情報資料室については、今は港南区の上大岡にあるセンターでしかやっていませんが、本来であればこういったものはあらゆる場所でこういう機会を設けないといけないと思います。今後ますます地域での啓発の必要性が増していくと思います。センターに関しては上大岡でしかやっておらず、全市になかなか広がらない、といったものが多くございます。区役所さんやそれを巻き取る大きなネットワークなどとの連携を深める必要があるのではないかと考えています。</p>
	<p>事務局</p> <p>区民活動支援センターなどにビデオ等をおいてもらうとかで、広がりを持てるのではないのでしょうか。</p>
	<p>松葉口部会長</p> <p>平成 27 年度の消費者教育推進計画につきましては、「方向性」がまとまりましたら、速やかに策定していただければと思います。</p>
<p>松葉口部会長</p> <p>続いて、議題（3）「平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）」の策定についてに入ります。次年度に向けた計画（案）策定に関して御意見を頂戴したいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。</p>	
<p>事務局</p> <p>平成 28 年度の事業計画（案）につきましては、資料 4 を御議論・考え方のご参考にしていただければと思います。資料 5 の「地方消費者行政に対する国の財政支援について」をご覧ください。</p>	

表題の※印にございますが、横浜市は国からの交付金を原資とした神奈川県からの補助金により、平成21年度から消費者行政の充実を図っております。

この財政支援につきましては、現在のところ時限的な支援となっておりますが、ルールにのっとっていけば新規事業として補助を受けることが可能となっております。主な事業メニューとしましては、センターを整備する、相談時間の延長をするなどの消費生活相談機能整備・強化事業、相談員に対する専門家による研修の充実などの消費生活相談員等レベルアップ事業、相談員の処遇改善などの消費生活相談体制整備事業、消費者教育の推進や、消費者団体への支援、リーダー育成を行う等の地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業などがございます。

横浜市ではどのようなものについて活用してきたかでございますが、消費生活総合センターでは相談受付時間の延長、啓発資料・グッズの充実や、様々な媒体を活用したセンター周知・広報の充実など、経済局では消費生活推進員の活動強化を目的としたモデル事業の実施、消費生活実態調査、教育委員会の家庭科研究会と協働した消費者教育教材の開発、先ほど御説明したこの教材でございますが、その開発などを行ってまいりました。

一方、横浜市では非常に厳しい財政状況が続いており、毎年度毎年度事業のスクラップアンドビルドというふうなお話もございますが、新たな事業として、国から財政支援を受けられる可能性もございます。消費者教育推進の全般的な進め方に関する御意見の他、他機関との新たな連携など、皆様から御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

松葉口部会長

今、事務局から説明がありました。まず、消費者教育推進の全般にかかる御意見や御質問はございますでしょうか。それを踏まえて28年度の計画をつくるんですね。

事務局

各局への御要望などあれば、先ほど申しあげました庁内連絡等で該当局に伝え、反映できるか検討してもらいます。最終的には予算案が市会を通るかどうかで事業化できるかどうかが決まります。

武田専門委員

28年度の計画は、予算化していかなければいけないですね。いつごろをめどに作る予定でしょうか。

事務局

予算とだいたい連動させて作ります。

武田専門委員

予算に反映させてもらわないといけないですよ。

事務局

今日、皆様から色々と御意見をいただきました。

武田専門委員

時間があるようであまりないですよ。

事務局

たとえば今少し考えておりますのは、横浜国大さんの生協さんと連携して、学食のメニュー立てに啓発・注意喚起情報などを挿し込んだものを置くというようなことを、コラボでできないかと少しお話をしているようなところです。大学生に向けた消費者市民社会に関する啓発内容など内容を差し替えていくような形のことを考えています。このようなアイデアをいただけて、予算化ができましたら御一緒に進めていくことができることもあろうかと思っております。

武田専門委員

グッズを作るということに関しては、作って終わりじゃないですけども、とかく一方的になりがちですね。作る方には思い入れがあるけれども、受ける側には意外とそうでもないという。広報のポスターなどもそうなのですが、見てね、と思っけていても実際にはなかなか見ていただけない。効果を考えるとなかなか。

事務局

老人クラブさんの方で、友愛活動の見守りのモデル事業というお話もありましたが。

武田専門委員

はい、実施します。

事務局

その中に消費の視点も取り入れた見守りをということでも。次年度はどのような事をお考えでしょうか。

武田専門委員

御存じのように横浜市ではG30で徹底的に職員も含めてマンパワーもあったからできたということもあるのでしょうけれども、ありましたよね。ああいう感じで、徹底して2、3年力を入れてやっていかないと、グッズを作って配ってということだとあまり進まないのではないのでしょうか。むしろこっちの方に予算を使って、生活相談員以外の

ネットワークを活用して、町内会会員に向けてやっていくとか、横浜市にはこういういい経験があるので、本当に徹底させていくのであればもう少し工夫しないといけないのではないかという気がします。老人クラブも色々な集まりがありますから、単位クラブは1,700あり、12万人います。それはそれでまた機会を活用することはできると思います。誰が出ていくか、どういう教育をするかということを引きちんと整理してもらえれば可能だと思います。ただそれでも、全高齢者の1割くらいしか確保できません。

事務局

すべてにということとはなかなか難しいことだと思います。

武田専門委員

自治会組織など色々なツールを使っていかないと。社協さんにもお母さん方の集まりとか色々な集まりをお持ちですよ。

若尾専門委員

G30はごみを減らそうというわかりやすい目標があり、やっている側も減ったことを実感できてわかりやすいので取り組みやすいですし、みんなも頑張ろうという気持ちになれますね。消費者教育の推進で目指すものがどうなった時に自分たちがここで目指している状態になっているのか、一般の市民がどういうイメージを持つのかということが具体化されてないと、がんばろうと言われても何をどうがんばったらいいのかわかりづらいです。啓発をしてもする側はそういう思いでやっても受け取る側がそれを受けたことで自分が具体的に何か変わったとか、社会がこういう風になったというイメージができない限り、なかなか主体的に取り組んでもらうことは難しいのではないのでしょうか。ごみの時には本当に地域の方々はずごい勢いで、ごみの収集日を週3日から週2日に減らした時にも、最初はすごい反対が地域でありましたけれども、今ではそういうこともどこへ行っちゃったかくらいみなさん熱心にごみの分別などをされ、ごみの減量化に取り組まれています。それはやはりわかりやすいからだと思うんですね。

坂本専門委員

わかりやすいというと、ゴール設定というところなんじゃないでしょうか。明確になればそこに向かうということになると思います。本当にG30は、あそこほど多言語化したものを作っているところもないんじゃないかというくらい、おかげさまでこちらも大変助かるんです。それくらい外国人、せいぜい横浜市の人口の2.1%ほどですけども、あれほど多言語化して外国人にも分別をしっかりやってもらおうという取組みをされていました。そのくらいの勢いがあれば確かに達成できるかなと感じます。

若尾専門委員

日常のことに、例えば省資源・省エネルギーにこれだけ取組んで、結果横浜市全体で

何かがこれだけ削減できました、とか何か実感がきちんとPRできて皆さんが「ああ、なるほどね」と思えると、グッズをもらってもそこが繋がってきたりするのではないのでしょうか。おそらくなかなかイメージがつかないので、色々ところで色々なイベントでグッズをもらってくるけれども、色々なものの一つになってしまう可能性が高いのではないのでしょうか。

小守専門委員

確かに消費者教育って、わかりにくいかなと思いますね。法律ができた時にも各自治体からいろいろ聞かれたというくらいわかりにくい。聞いて頭では理解するけれども、じゃあ実際にはどうやってこれをやっていくのと、相当難しさがあるんじゃないかと思っています。

事務局

まだ皆さんが「消費者市民」という単語自体知らなかったり聞いたことがなかったりしますね。推進員さんの研修を10回くらいやっております、その冒頭では必ず「消費者市民」のことを御説明するのですが、みなさんやはり知らないということです。そこからこういう言葉があって、こういう考え方なんですよという、そこから始めないといけないのではないかと思います。

松葉口部会長

極端な話、推進員さんを教育コーディネーター・リーダーのような名称に変えてしまえばメッセージが分かりやすいのではないかと思います。コーディネーターが重いようであればリーダーとか。東京には消費者教育支援センターってあるじゃないですか。そういう名称とか人とか場があるとすごく分かりやすいですね。今の計画は色々ところにちりばめられているから余計にわかりにくくなってしまうと思います。少なくとも横浜市の中にそれぞれ所管があって、プラス老人クラブさんや国際関係機関さんとか色々な組織があって、そのそれぞれがこういう消費者教育をやっているということを書いて出してみると、それぞれがやっていることの特徴みたいなものが見えてきて、少し整理されてきて、プラス先ほど小守さんからお話がありました市やセンターのそれぞれの役割も具体的にどこにどのように関わっているというものが見えてくると、計画を立てやすくなるのではないのでしょうか。全体をシステムティックに整理して見えやすくするといいと思います。

事務局

消費者教育という概念自体が浸透していないので、これだけたくさんやっていますという話ではあるものの、やっているものの側面としてこういう視点もありましたねという意味づけを今から始めるところです。

松葉口部会長

実はやっていたんですよという。

事務局

自分たちがやっていたことは別の目標、目的を持ってやってきたことだったけれども、その結果、こういった部分も生まれてきましたという、それをまず評価しましょうというのが今の段階と思います。そのエッセンスを集めていって、また別の大きな目標みたいなのに向けて自分たちもやっていこうという機運というか、それが出てこないとなかなか体系化にはなっていないのかなという印象ではあるんですけども。

松葉口部会長

その機運というのはなかなか出てこないっていう感じですかね。

事務局

「ストップ詐欺被害」のようにあそこまでキャンペーンチックになってくると分かりやすいんですけども、消費者市民社会はキャンペーンにはたいそうなじまないといえますか。どういうことをしたら市民の皆様にも届くものやらというところがございます。まだ本当に、始動したという感じですよ。役所の人間もほとんどこの「消費者市民」という言葉も知りませんので、そこから始めるという状態でございます。

松葉口委員

まずは認知度を高めるというところからですかね。28年度は。

事務局

少しずつ土台作りというようなところかなと、今の段階は。

松葉口部会長

例えば、教育委員会さんに、教員の先生に10年目研修で消費者教育を必ず入れていただくとかはどうでしょうか。

教育委員会

研修に関しては、教職員育成課が所管になりますが、研修カリキュラムの中に組込むということは不可能ではないように思います。

松葉口部会長

こういったことを取り入れるのはすごく先進的で実行力もあっていいと思います。ぜひぜひ前向きに御検討をお願いします。

事務局

時間をしっかり取ってということも難しいかと思しますので、厳しければ、先ほど推進員さんの研修の冒頭で必ずお話していると申し上げましたが、そういった形で消費者市民の考え方を各教科の先生にお伝え頂き、進んでいけるとよいのではないかと思います。たぶん色々混んでお時間的にも厳しいと思います。最初はそういった形でまず広めていくということだと思います。

松葉口部会長

「消費者市民」という言葉ではありませんが、「持続可能な社会にむけて」という言葉は全教科の教科書で触れられています。教科書を見ても理科の教科書で「くらし」ということが出てきたり、数学でも環境のことを取り扱っていたりとか、必ず入ってきているので、それを消費者一人を通して時には「消費者市民」的な感覚が重要なんだというような一言を入れるだけでもいいかもしれませんね。時間もだいぶ迫ってまいりましたが他にはいかがでしょうか。

4 その他

松葉口部会長

それでは次に、その他として、既に今までにも進めてまいりましたが、この協議部会の役割の一つである、情報交換、共有の時間としたいと思います。皆様の日ごろの御苦労や、今後に向けて等、フリートークで情報交換などができればと思います。皆様、いかがでしょうか。こういった中でまた、28年度に向けたお話も出てくるかもしれませんのでね。

若尾専門委員

直接ではないかもしれないですけども、認知症の高齢者の方や障害のある方々の成年後見制度に関して、横浜市では後見人の担い手が不足しており、市民の方にも市民目線で地域の中で見守ることを目指して市民後見人の養成をするという取組みをしております。24年度から取り組んでおり、今日、第2期の養成課程の修了式が終わりまして約40名の研修修了生の方が誕生しました。1期がすでに25年度末に終わっておりまして、研修を受けられた方は市内80人くらいおられ、実際に後見人になれるには家庭裁判所に申し立てをして審判を受けてという手続きが必要となるので、なかなか個人で受任につながるまでには、複雑な状況の方を後見していただく事は難しいということで、市民の方でもうまく後見していただけるような案件が上がってこないということがあります。1期では8の方が個人で受任をされておりましたが、お一人は被後見人の方がお亡くなりになりましたので、現在は7の方が後見人として活動されています。市民後見人に対しては個人での受任ではありますけれども、私共あんしんセンターの他、市、区役所、弁護士などの御専門の士業の先生などが全面的にバックアップしながらやっていくということではあります。被害に遭わないための見守りや、万が一被害に遭ってしまった場合にでも取消ができるであるとか、そういう観点から言うとこれか

ら成年後見制度はもっと必要になるかと思うんですけども。そういった中で、市民の方にも参加していただく取組が少しずつではありますが進んでおります。今後御協力をお願いしたりすることが出てくるかな、と思っています。

鈴木和子委員

今後色々な場面で市民後見人が必要とされることと思いますが、限定された区だけで市民後見人養成講座をされていらっしゃるのでしょうか。

若尾専門委員

1期は西区、緑区、青葉区の3区のみでしたが、2期はその他の15区を対象にしまして、今日を持って市内18区全域に養成講座修了者がいらっしゃるようになりました。区により人数には若干ばらつきがあります。養成を終えられて市民後見人バンクというところに登録して、うまくマッチングできるような案件があるまでは勉強をしながら進んでいくという形です。

松葉口部会長

そういうのってどこでどのように広報されたのでしょうか。

若尾専門委員

養成研修は座学で学ぶ部分と、実際に後見業務に同行していただいたりということで期間がかかります。この2期については、昨年の6月から今日までの1年間ということでしたので、説明会を開きPR、募集をしていました。タイミング的には1年前に募集をかけていました。

松葉口部会長

募集はどのようにされていたのですか。

若尾専門委員

広報よこはまや、各区の地域ケアプラザにチラシを配架させてもらったり、私共のホームページに掲載したりしました。

松葉口部会長

例えばこういうことをやりましたみたいな実績はいかがでしょうか。これから出てくるようになるのでしょうかね。

若尾専門委員

家裁が個別の方の状況には非常に慎重なので、なかなか情報を外に出せないところはあるのですが、後見人選定の件数は出せるので、私共のホームページに養成講座修了者

が何人にいらっしゃり何人が受任されているということは公表してございます。なかなか受任がすんなりと進むものではありませんので、厳しいところはあるのですが横浜市では進めていこうということでやっております。

松葉口部会長

推進員さんもそうなんですけれども、こんな活動なんですよ、とかこういうやりがいがあるんですよということが知らされていると、その広報自体が啓発効果があっていると思います。そこでまた、フォーマルな教育ではないけれど、学んだことにより、『これってもしかして消費者市民に関係あるのかなと考えたりなど、色々なところに色々な装置があるといいと思いますので、そういったこともどんどんアピールされるとよいと思います。

若尾専門委員

養成課程の研修の中でも、消費生活総合センターの方においでいただいて消費者被害に遭わないためとかクーリング・オフの手続きのことを学んでいただいたりしています。早く気付くということはとても大事な視点で、ということをお願いをしています。

また、後見人ということではありませんが、老人クラブさんで行っておられます高齢者福祉大学でお時間を頂戴して、各区の社協が各区の老人クラブさんで開催される授業の協力をしたりということはありません。

松葉口部会長

そういう協力体制ってどこか表に出ていたりするのですか。そのようなグッド・プラクティスををどんどん表に出していくと、文字面だけで見ているよりも、実際に動いている風景や写真などが出てきた方がアピール力があるのではないのでしょうか。

若尾専門委員

消費者教育という分野ではちょっとないのかもしれませんが。健康福祉局が出されている事業の中にはつながりがあるものがあるかもしれません。

事務局

シニア大学ではセンターさんもされていますね。

小守専門委員

まさに消費者教育の推進は、「地域」と「連携」がキーワードになると思います。

武田専門委員

先ほどの12万人に配っていただいたパンフレットについて、シニア大学で講座を持ってもらい18区で講義をしてもらっているんですね。7月からのコースがまだ残っておりますので、参加者にアンケート調査をさせていただく予定です。せっかくください

たパンフが本当に役に立ったのかどうかなど簡単なアンケートをしてもらいます。

小守専門委員

前回の私共消費者協会の評議員会で御提案いただいた取組です。連携の一環ということでそういったこともやっていきたいなど。

松葉口部会長

お二人（武田専門委員と小守専門委員）の写真と「連携してますよ」ということがあれば楽しく連携してされているというのが伝わっていいですね。私ちょっとセンスがなくて申し訳ないんですけども何かそういうものがあると市民の方が見ることができて活性化につながっていいと思います。

鈴木和子委員

私たち消費者団体でも、高齢者の生活設計に関しては、消費者教育の一つとして学習したり講師をしたりしています。そういう中でも任意後見や成年後見の活用をというお話もしています。市民後見人の方とコラボしてもらえたら深みが出るのではないかと思います。

若尾専門委員

一緒にできることがありましたらぜひお問い合わせください。

松葉口部会長

認知症の方とか増えていらっしゃる中で大きな役割を果たされるようになりますよね。

若尾専門委員

成年後見制度というのもまだなかなか知られていないところもありますのでできればぜひ連携させていただけたらと思います。

鈴木和子委員

よろしくお願ひ致します。

松葉口部会長

こういうお話をしていると本当に時間があっという間に過ぎますね。これだけはアピールしておきたいということはお話いただけますでしょうか。

鈴木和子委員

若者の切り札などよいパンフレットをいろいろ作っておりますが、私は視覚障害者の

ボランティアなどもしておりますが、視覚障害者用のデージー版などを作っていたらと思います。そういうものを持って講座に向かうこともできますので、ぜひ作っていただけたらと思います。テープを聴く方は今はほとんどいらっしゃらないので、パソコンに入れてパソコンで聞けるようになっているといいと思います。

松葉口部会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

では、時間も押してまいりましたので、最後に事務局からなにかありますか。

事務局

本日はありがとうございました。皆様それぞれが地域との連携の手法などを持っておられ、この席でお話しいただけることが本当にありがたいことだと思っております。今後の流れについて、御説明をさせていただきます。

「消費者教育推進の方向性」につきましては、冒頭で御説明させていただきましたとおり、9月に公表を予定しております。その間にも28年度の事業計画を立て始めますし、28年度計画に向けた庁内連絡会を開催するというような状況です。「方向性」公表後、平成27年度横浜市消費者教育推進計画として確定してまいります。

今回御議論いただきました内容を踏まえまして、平成28年度横浜市消費者教育推進計画に対する考え方や御意見は、消費者教育推進に係る庁内連絡会で関係各課に伝えてまいります。

特に部会を開催する必要がある案件等が生じなければ、次回につきましては来年の5月頃に協議部会を開催する予定でございます。以上でございます。

松葉口部会長

来年の5月頃に28年度の推進計画を作るのでしょうか。

事務局

来年の5月には27年度の御報告と皆様からの御意見を踏まえた28年度の計画の状況を御説明してこういう形になりましたという御説明をさせていただく事になります。そして29年度の計画に向けた御審議をいただくということを考えております。

松葉口部会長

28年度の計画がこの5月頃に出てくるということで。

ただいまの事務局からの説明に何か御質問等がありますでしょうか。

	<p>来年は5月の他には開催されるのでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>今年度につきましてはこのような形にさせていただこうかと思えます。また、途中で何か案件や動きがありましたら、お集まりいただく事があるかもしれません。</p> <p>松葉口部会長</p> <p>特に御質問もなければ、以上で第10次横浜市消費生活審議会第2回消費者教育推進地域協議部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第 ・ 配布資料1 本部会名簿 ・ 配布資料2-1 横浜市消費者教育推進の方向性(案) ・ 配布資料2-2 横浜市消費者教育推進の方向性(案)概要版 ・ 配布資料3 「横浜市消費者教育推進の方向性(案)」に対する修正提案の反映状況及び意見照会結果 ・ 配布資料4 平成27年度横浜市消費者教育推進計画(案) ・ ⑥配布資料5 地方消費者行政に対する国の財政支援について ・ 横浜市消費生活条例関係規程集(横浜市消費生活条例、横浜市消費生活条例施行規則、横浜市附属機関等の会議の公開に関する要綱、適正な事業活動の確保及び消費者の被害救済実施に関する事務取扱要領、事業者への調査、指導及び勧告に係る実施要領、消費者被害救済部会運営要綱、消費者被害救済部会付託案件の選定及び会議の実施に関する要領) ・ 消費者教育関係規程集(消費者教育の推進に関する法律概要、消費者教育の推進に関する法律、消費者教育の推進に関する基本的な方針(閣議決定)概要、消費者教育の推進に関する基本的な方針(閣議決定)、第9次横浜市消費生活審議会報告「新たな視点での消費者教育について」)